「資料　政・経 2009」
追　録

2009 年 9 月 10 日発行
東 学 ㈱

1 2009 年のおもな出来事 …… 1
2 第 45 回衆議院選挙 ……2, 3
3 改正臓器移植法が成立 …… 4
4 裁判員制度がスタート …… 5
5 2009（平成 21）年度一般会計歳入・歳出… 6
6 クラスター爆弾禁止条約批准 …… 7
7 その他のおもな出来事 …… 8
●訂正のお知らせ…… 8

1 2009年のおもな出来事

（カッコ内は追録の参照ページ）

月　日	こ　と　が　ら
1月20日	米国第44代大統領に民主党のバラク・オバマ氏が就任
〃	準大手ゼネコン西松建設の裏金をめぐる外為法違反事件で，東京地検が前社長を逮捕
2月20日	東証株価指数が739.53とバブル崩壊後最安値となり，25年前の水準に落ち込む
27日	公正取引委員会が音楽の著作権管理事業での新規参入妨害で，独禁法違反で日本音楽著作権協会（JASRAC）に排除命令
3月　5日	総額2兆円規模の定額給付金の支給が始まる
9日	2008年度上場企業倒産件数が2月までに42件と戦後最多を大幅更新
11日	サルコジ仏大統領が，フランスのNATO統合軍事機構への完全復帰を宣言
26日	農林水産省がヤミ専従の実態を隠ぺいするため文書を改ざんした同省秘書課長らを更迭
28日	地方圏の高速道路で，土日祝日の上限1,000円での乗り放題がスタート
31日	東京株式市場の期末株価が前年比35.3%下落
4月14日	電車内での痴漢事件で一，二審で実刑となった防衛医大教授に最高裁が逆転無罪判決
22日	2008年度の貿易収支が7,253億円のマイナスとなり，28年ぶりに赤字に転落
24日	メキシコ政府が国内で豚インフルエンザ感染の疑いがある患者1,004人，死者68人と発表
5月　9日	成田空港で国内初の新型インフルエンザ感染者を確認と厚生労働省発表
19日	親族企業との取引で日本漢字能力検定協会に約2億6,000万円の損害を与えたとして京都地検が背任容疑で前理事長親子を逮捕
25日	北朝鮮が核実験実施と発表，06年に続き2回目
29日	2009年度補正予算が成立，歳出総額は13兆9,256億円と過去最大
31日	1960年の日米安保改定時に米軍艦船などの核持ち込みを認めた密約を歴代外務次官らが管理し首相，外相に伝えていたことが判明
6月　1日	米自動車最大手GMが経営破綻，負債総額約16兆4,000億円は米製造業史上最大
3日	2008年の合計特殊出生率が1.37 。最低だった05年から3年連続上昇
4日	足利事件で有力物証とされたDNA鑑定を否定した再鑑定を受け，無期懲役で服役中の菅家利和さんが17年半ぶりに釈放
6月 12日	鳩山邦夫総務相が日本郵政社長の進退問題をめぐり辞任，西川善文社長続投支持の麻生首相による事実上の更迭
14日	イスラエルのネタニヤフ首相が，条件付きでパレスチナ国家樹立を初めて容認
22日	消費期限の迫った弁当などを加盟店が値引き販売するのを制限したとして，公取委がセブン-イレブン・ジャパンに排除措置命令
23日	公用車運転業務の入札で国土交通省の職員らが談合に関与したとして，公取委が官製談合防止法を適用し同省に改善措置求める
26日	ダミーの団体を使った自民党二階派のパーティー券購入問題で，東京地検が政治資金規正法違反で西松建設元社長を追起訴，検察審査会の議決を受け一転して立件
30日	政治資金収支報告書の記載者が献金を否定したり，故人が含まれていた問題で，民主党の鳩山代表が虚偽記載を認め陳謝
7月　1日	国税庁が土地の路線価公表，4年ぶりに前年比下落，三大都市圏はじめ全国的に総崩れ
3日	北方領土を「わが国固有の領土」と明記した改正北方領土問題解決促進特措法が成立
4日	北朝鮮が日本海に向け弾道ミサイルを発射
5日	中国新疆（しんきょう）ウイグル自治区ウルムチで，ウイグル族のデモが大規模暴動に発展
12日	東京都議選で民主が54議席を獲得して第1党に躍進，自民惨敗
13日	「脳死は人の死」と位置付け臓器提供の年齢制限を撤廃する改正臓器移植法（A案）が参院本会議で可決，成立（p.4）
15日	クラスター爆弾即時全面禁止条約に加盟，主要国では独に次ぎ2番目（p.7）
21日	山口県で記録的豪雨により土石流発生，防府市の老人ホームの入所者ら17人死亡
〃	衆議院解散，総選挙は8月30日投開票
―	7月の完全失業率が過去最悪の5.7%
8月　3日	東京地裁で全国初の裁判員裁判が始まる（p.5）
6日	原爆症訴訟の救済策で合意
30日	第45回衆院選挙で民主党圧勝，政権交代へ（p.2）
9月　1日	消費者庁発足（p.8）

2 第45回衆議院選挙

政権選択が最大の焦点とされた第45回衆院選は，民主党が過半数を上回り，308議席を獲得して政権交代が実現することとなった。自民党は1955年の結党以来初めて第2党に転落，麻生太郎首相は自民党総裁を辞任した。投票率は69.28%（小選挙区）と70%台には届かなかった。

●議席占有率，最高の64%

民主党は公示前勢力（115）から193議席伸ばした。小選挙区では北海道，首都圏，東海，近畿などで圧勝し，前回（52議席）の4倍以上となる221議席を確保。福島，長野，新潟，愛知など8県で初めて全議席を独占した。現憲法下で野党第1党が200議席を超えた例はない。全議席に占める割合も64.2%で，戦後最高となった。

自民党は公示前（300）から181議席も下回る歴史的惨敗を喫し，119議席に低迷した。小選挙区は過去最少の64議席で，岩手，秋田，山梨，滋賀，長崎の5県で衆院小選挙区，参院選挙区の選出議員がともにゼロとなった。

公明党は政権批判をかわせず，8人を擁立した小選挙区で初の全敗。結党以来最少の21議席に低迷した。

共産党は9議席，社民党は7議席と，それぞれ公示前勢力を確保した。みんなの党は公示前より1議席増の5議席だった。国民新党は公示前から1議席減の3議席に後退した。新党日本は1議席を獲得したが，改革クラブは議席を失った。

民主300超 政権奪取
衆院選 鳩山首相誕生へ
初の本格的政権交代
民主 308
自民 119
公明 21
社民 9
国民 7
日本 3
みんな 5
小沢

●政権党の責任は重い

歴史的な政権交代劇である。有権者は鳩山民主党に300を超える議席を与えた。半世紀以上も政権を担（にな）ってきた自民党は大惨敗し，初めて第2党に沈んだ。……

自民党衰退の最大の理由は，時代と環境の変化に合わせた自己改革ができなかったことだ。東西冷戦後の国家目標を定められず，保守政党としての新たな理念や使命を示せなかった。

米ソ対立と経済成長の時代にあっては，個人後援会を基盤とした派閥連合体が民意を吸い上げ，官僚を巻き込んで利益調整する政治システムが有効に働いた。だが，冷戦後のグローバリズムは地方の共同体や業界団体といった自民党の支持基盤を直撃し，

●衆議院の新勢力

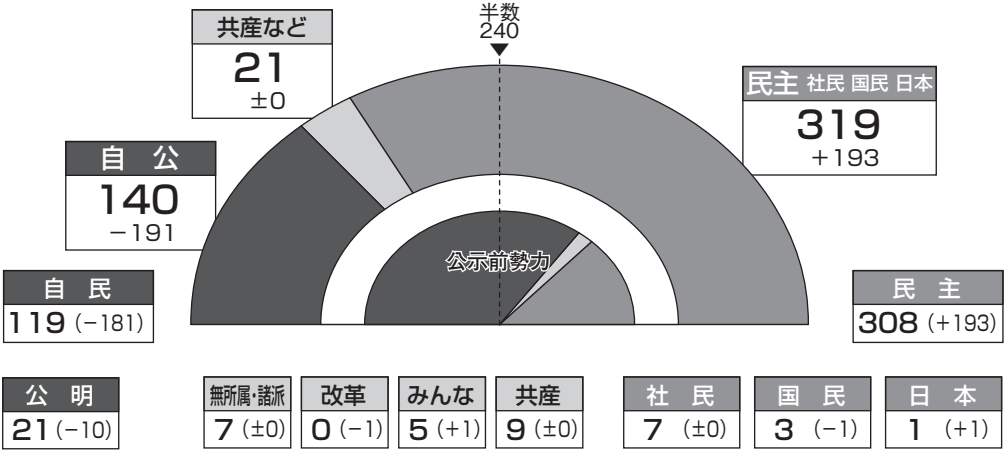

組織力を低下させた。小選挙区中心の選挙制度は派閥の群雄割拠の活力や教育機能を奪い，世襲議員が幅をきかせた。

それに麻生首相の度重なる不適切な言動が加わり，有権者の自民党に対する否定的な思いは限界点を超えた。この受け皿となったのが民主党の勝因である。

とはいえ，有権者が民主党を積極的に評価しているわけではない。読売新聞の今月の世論調査では，民主党の政権公約にも政権担当能力にもあまり高い評価を与えていない。むしろ不安を抱いている。

政権交代がスローガンのうちはいいが，実現した以上，肝心なのはこれから現実政治でどう政権運営を行うかだ。景気回復や格差是正のため何をするのか。米軍再編問題など多くの課題への対応が不明確なまま，オバマ米大統領と会談しても信頼関係は築けないだろう。民主党は政権党として国家を担う責任の重さを強く自覚してもらいたい。

（読売新聞政治部長・村岡顕敏）

●民主党が想定する当面のスケジュール

8月31日～9月上旬	►「政権移行チーム」で新政権の骨格づくり ►社民，国民新両党との連立協議
9月中旬～下旬	►特別国会召集（13日の週）。新政権発足 ►新首相，国連総会やG20金融サミットなど出席のため訪米。日米首脳会談も
10月？	►臨時国会召集。2009年度第2次補正予算案，国家戦略局設置法案など提出
年末	►10年度予算編成
2010年1月～	►通常国会で10年度予算案審議
4月以降	►子ども手当支給（半額） ►公立高校の実質無償化 ►ガソリン税などの暫定税率廃止 ►高速道路無料化の段階的実施

●女性　民主が大幅増

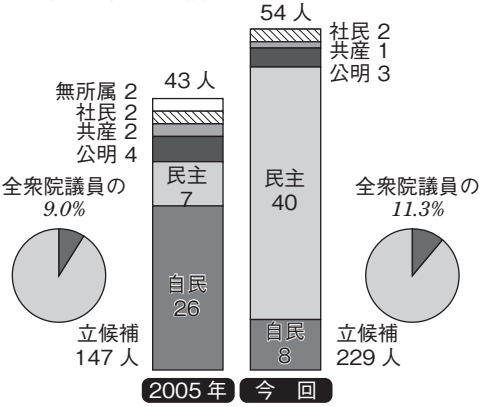

●世襲　2 割切る

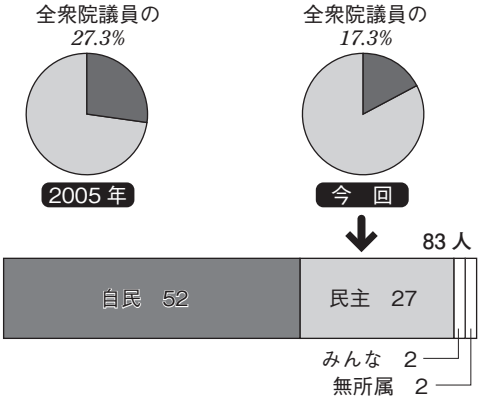

●党派別得票数と獲得議席数

	小選挙区選の得票数・率				比例選の得票数・率			
	得　票		議　席		得　票		議　席	
	数	率（前回）	数	率（前回）	数	率（前回）	数	率（前回）
民　主	33,475,334	*47.4*(*36.4*)	221	*73.7*(*17.3*)	29,844,799	*42.4*(*31.0*)	87	*48.3*(*33.9*)
自　民	27,301,982	*38.7*(*47.8*)	64	*21.3*(*73.0*)	18,810,217	*26.7*(*38.2*)	55	*30.5*(*42.8*)
公　明	782,984	*1.1*(*1.4*)	0	*0.0*(*2.7*)	8,054,007	*11.4*(*13.2*)	21	*11.6*(*12.8*)
共　産	2,978,354	*4.2*(*7.3*)	0	*0.0*(*0.0*)	4,943,886	*7.0*(*7.2*)	9	*5.0*(*5.0*)
社　民	1,376,739	*1.9*(*1.5*)	3	*1.0*(*0.3*)	3,006,160	*4.3*(*5.5*)	4	*2.2*(*3.3*)
みんな	615,244	*0.9*(—)	2	*0.7*(—)	3,005,199	*4.3*(—)	3	*1.6*(—)
国　民	730,570	*1.0*(*0.6*)	3	*1.0*(*0.7*)	1,219,767	*1.7*(*1.7*)	0	*0.0*(*1.1*)
日　本	220,223	*0.3*(*0.2*)	1	*0.3*(*0.0*)	528,171	*0.7*(*2.4*)	0	*0.0*(*0.6*)
改　革	36,650	*0.1*(—)	0	*0.0*(—)	58,141	*0.1*(—)	0	*0.0*(—)
諸　派	1,077,543	*1.5*(*0.0*)	0	*0.0*(*0.0*)	899,908	*1.3*(*0.6*)	1	*0.5*(*0.6*)
無所属	1,986,055	*2.8*(*4.8*)	6	*2.0*(*6.0*)	—	—	—	—
合　計	70,581,679	*100.0*	300	*100.0*	70,370,255	*100.0*	180	*100.0*

3 改正臓器移植法が成立

臓器移植改正案が7月13日，参院で可決，成立した。本人の意思が不明な場合も家族の承諾で提供が可能となり，15歳以上とした臓器提供の年齢制限も撤廃する内容だ。改正法は公布から約1年後の来年7月ごろに全面施行される。

提供意思が不明な場合でも可能　改正法施行で変わるのは，本人の意思が不明でも，家族の同意だけで提供が可能となることだ。現行法下で臓器提供の手続きを始めるには，意思表示カードなど本人の提供意思を示す書面が必要だが，改正法では本人が拒否していなければ家族の同意があればいい。

変わらない点もある。例えば交通事故で意識不明となった患者の脳波が平坦となるなど，各医療機関が定めた基準を満たすと，現行法下でも，臨床的脳死診断がまず実施される。いきなり法的脳死判定が行われる訳ではない。

臨床的脳死と診断された時点で，本人の提供意思と家族の同意があった場合か，本人の意思が不明でも家族の同意があった場合のみ，計2回の法的脳死判定が始まる。その結果，すべての判定基準を満たした場合のみ，脳死と判定される。

この時点で初めて臓器提供が可能になるが，遺族は臓器提供の意思撤回もできる。参院厚生労働委員会の審議では，「患者は既に死亡宣告されているため，治療が停止されてしまうのではないか」との指摘があった。これに対し，改正案提出者は「現行法の付則で定めてあるように，脳死体への診療行為は医療保険の対象となる」と，診療行為は継続されることを強調した。

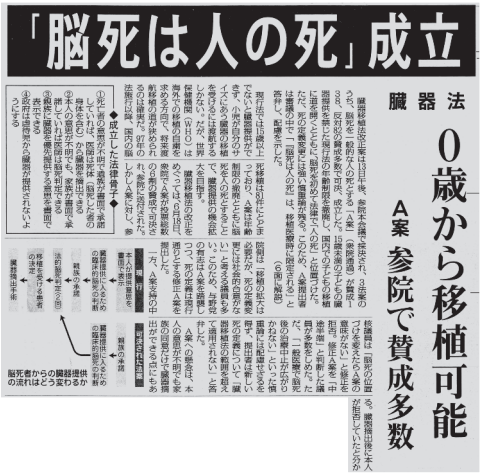
「脳死は人の死」成立

臓器法 0歳から移植可能

A案 参院で賛成多数

臓器移植法改正案は13日夕，参院本会議で採決され，3日後の7月16日から施行される。「A案」（衆院提出）が賛成1，反対2，棄権1の多数で可決された。

現行法では，移植臓器は脳死とされる者が15歳以上でないと臓器提供ができない。A案は年齢制限を撤廃し，小児の脳死からの臓器移植を可能にする。

ただ，死の定義変更に強い抵抗感を示す人の死，「心臓死」を前提とする移植医療の中で，「脳死は人の死」と定義づけた。

臓器法改正案は，「脳死は人の死」と定義づけた。

（6面に関連記事）

脳死者からの臓器提供の流れはどう変わるか

小児の脳死判定　現行法では15歳以上でないと臓器提供ができず，小児が自分のサイズにあう臓器の移植を受けるには渡航するしかない。だが世界保健機関（WHO）は海外での移植の自粛を求める方向で，将来渡航移植の道が狭められるのはほぼ確実だ。

小児は，法的脳死判定に準じて各医療機関が独自に定めた臨床的脳死診断が行われることが多く，1か月以上も心停止に至らない「長期脳死」という現象が起きることがある。

改正案に懸念を示す議員は，この長期脳死を根拠に反対論を展開してきたが，長期脳死者が回復することはなく，いずれ心停止するというのが旧厚生省の研究班が出した結論だ。欧米各国も同じ理由から，小児の脳死移植を認めている。

改正法では，本人が拒否しなければ，家族の同意で提供が実現するため，新研究班は提供を希望しない患者の意思をくみ取る方法も検討する。厚労省臓器移植対策室は「拒否の意思を明確にする専用の『拒否カード』も一策」とする。十分に意思表示ができない乳幼児からの臓器提供の仕組みも，今後の検討課題だ。

4 裁判員制度がスタート

Q　全国初の裁判員裁判で判決が言い渡されたが，これで裁判は終わるのでしょうか。

A　判決がそのまま確定するかどうかはわかりません。裁判員制度になっても3審制は変わりませんので，被告側，検察側とも判決に不服があれば翌日から14日以内に控訴できます。

Q　控訴審でも裁判員裁判になりますか。

A　**国民が裁判員として参加するのは地裁での1審だけ**で，高裁での控訴審や，控訴審の結論にも不服があった場合に最高裁へ審理を求める上告審では，これまでと同じようにプロの裁判官だけで結論を出します。ただし，控訴審で1審判決の内容がおかしいと高裁が判断すれば，1審判決を破棄して審理を地裁に差し戻すケースもあります。この場合は**地裁が改めて裁判員を選び直し，再び裁判員裁判が行われます**。

判決・量刑の決定方法

裁判員6人と裁判官3人が判決内容を決める評議は，議論がまとまらない場合，多数決で結論を出す。裁判員と裁判官は同じ1票を持つが，被告に不利な判断をする際には，裁判員と裁判官双方の意見を含む多数決意見になることが必要だ。具体的な決定は下図の通りとなる。

●有罪・無罪の決定方法

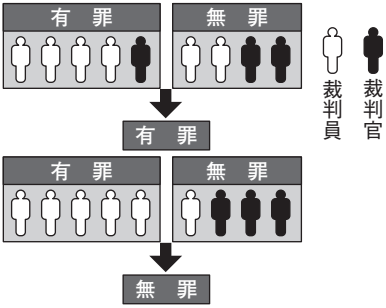

※有罪・無罪は 5 人以上の意見で決まるが，有罪にする場合は少なくとも 1 人の裁判官の賛同が必要

●量刑の決定方法

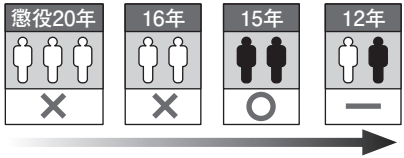

※重い刑を主張した人から順に足していき，過半数に達した段階の刑が結論。ただし，裁判官が 1 人は含まれなければならない

裁判員裁判スタート

市民参加理

東京地裁

Q　控訴審と1審の判決が異なることもありますが，1審判決が否定されれば一般の人が参加した意味が薄れないでしょうか。

A　その懸念（けねん）は制度をつくる段階からありました。司法制度の研究などをしている最高裁司法研修所は08年11月，裁判員裁判で審理された事件の控訴審のあり方について「国民の視点，感覚，経験が反映された1審の判断を，できる限り尊重すべきだ」と提言しています。そのうえで，1審を変更できるケースとして「証言や被告の発言の信用性について客観的な証拠と明らかに矛盾した判断をしていたり，重要な事実を見落としている場合」としました。司法研修所の報告は，全国の裁判官が参考にします。

Q　裁判員制度で，控訴審の審理も変わるのでしょうか

A　控訴審は本来，1審判決の内容に誤りがないかを審査するという役割を担（にな）っています。しかし，実際には改めて一から審理するケースが多かったのです。司法研修所は裁判員制度を機に，控訴審本来の位置づけを明確にし，徹底すべきだと指摘しました。ですが，現場の裁判官からは「事件でどんなことがあったのかを認定する作業は，改めて厳格に行った方がいい」という声もあります。事件によっては高裁の裁判官も頭を悩ませるでしょう。裁判員制度で審理された事件は控訴審でも注目を集めそうですね。（『朝日新聞』2009.8.17）

●判決に不服がある場合の裁判の流れ

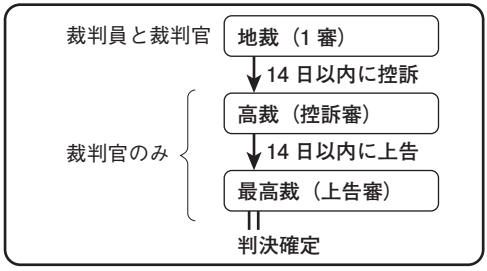

5 2009(平成21)年度一般会計歳入・歳出

		2009 年度（A）		2008 年度（B）		増減 (A)－(B)（億円）	伸び率 (A)－(B)/(B)×100(%)
		金額（億円）	構成比（%）	金額（億円）	構成比（%）		
歳入予算	租税及印紙収入	461,030	52.1	464,290	52.2	△ 3,260	△ 0.7
	官業益金及官業収入	161	0.0	161	0.0	0	0.0
	政府資産整理収入	2,630	0.3	3,113	0.4	△ 483	△ 15.5
	雑　収　入	88,720	10.0	83,515	9.4	5,205	6.2
	公　債　金	332,940	37.6	331,680	37.3	1,260	0.4
	前年度剰余金受入	—	—	6,354	0.7	△ 6,354	△ 100.0
	計	**885,480**	100.0	**889,112**	100.0	△ **3,632**	△ 0.4
歳出予算（目的別）	1. 国家機関費	43,887	5.0	45,161	5.1	△ 1,274	△ 2.8
	皇室費	67	0.0	67	0.0	0	0.0
	国会費	1,303	0.1	1,273	0.1	30	2.4
	選挙費	736	0.1	5	0.0	731	14,620.0
	司法・警察及び消防費	14,554	1.6	14,847	1.7	△ 293	△ 2.0
	外交費	6,895	0.8	9,132	1.0	△ 2,237	△ 24.5
	一般行政費	12,036	1.4	11,646	1.3	390	3.3
	徴税費	8,134	0.9	8,030	0.9	104	1.3
	貨幣製造費	163	0.0	160	0.0	3	1.9
	2. 地方財政費	165,930	18.7	157,030	17.7	8,900	5.7
	3. 防衛関係費	47,946	5.4	48,385	5.4	△ 439	△ 0.9
	4. 国土保全及び開発費	64,294	7.3	65,813	7.4	△ 1,519	△ 2.3
	5. 産業経済費	28,574	3.2	40,860	4.6	△ 12,286	△ 30.1
	農林水産業費	13,816	1.6	15,789	1.8	△ 1,973	△ 12.5
	商工鉱業費	11,752	1.3	21,512	2.4	△ 9,760	△ 45.4
	運輸通信費	2,120	0.2	2,592	0.3	△ 472	△ 18.2
	物資及び物価調整費	887	0.1	967	0.1	△ 80	△ 8.3
	6. 教育文化費	50,801	5.7	54,176	6.1	△ 3,375	△ 6.2
	学校教育費	38,099	4.3	41,241	4.6	△ 3,142	△ 7.6
	社会教育及び文化費	1,544	0.2	1,593	0.2	△ 49	△ 3.1
	科学振興費	11,152	1.3	11,338	1.3	△ 186	△ 1.6
	災害対策費	6	0.0	5	0.0	1	20.0
	7. 社会保障関係費	258,776	29.2	239,085	26.9	19,691	8.2
	社会保険費	202,738	22.9	178,030	20.0	24,708	13.9
	生活保護費	20,969	2.4	20,473	2.3	496	2.4
	社会福祉費	18,200	2.1	21,321	2.4	△ 3,121	△ 14.6
	住宅対策費	6,266	0.7	6,712	0.8	△ 446	△ 6.6
	失業対策費	337	0.0	1,853	0.2	△ 1,516	△ 81.8
	保健衛生費	6,216	0.7	6,802	0.8	△ 586	△ 8.6
	そ　の　他	4,051	0.5	3,894	0.4	157	4.0
	8. 恩　給　費	7,865	0.9	8,514	1.0	△ 649	△ 7.6
	文官恩給費	262	0.0	281	0.0	△ 19	△ 6.8
	旧軍人遺族等恩給費	7,181	0.8	7,760	0.9	△ 579	△ 7.5
	そ　の　他	422	0.0	474	0.1	△ 52	△ 11.0
	9. 国　債　費	202,437	22.9	199,401	22.4	3,036	1.5
	10. 経済緊急対応予備費	10,000	1.1	—	—	10,000	—
	11. 予　備　費	3,500	0.4	2,500	0.3	1,000	40.0
	12. そ　の　他	1,469	0.2	28,186	3.2	△ 26,717	△ 94.8
	計	**885,480**	100.0	**889,112**	100.0	△ **3,632**	△ 0.4

（注）2008 年度は補正後，2009 年度は当初予算。△はマイナス。　（財務省資料より作成）

6 クラスター爆弾禁止条約批准

クラスター爆弾は，親爆弾にジュース缶ぐらいの大きさの子爆弾を数十～数百個つめたもので，空中で飛び散る。これが地面で爆発し，広い範囲に被害を与える。クラスターとは，英語で花や果実の房(ふさ)，かたまりといった意味だ。

この爆弾が登場したのは第2次世界大戦中で，その後も多くの戦争で使われた。1960年代から70年代にかけてのベトナム戦争で米軍が大量に投下し，最近では99年の北大西洋条約機構（NATO）軍のユーゴ空爆，米軍などによる2001年のアフガニスタン攻撃，03年に始まったイラク戦争，06年のイスラエルのレバノン侵攻などで使われた。昨年のグルジア紛争でもロシア，グルジア両軍が使ったと言われている。

長い間，使われ続けてきたのは戦う際に有効だという考えがあるからだが，この爆弾は大きな問題をはらんでいる。飛び散った子爆弾のうち，5～40％は爆発しないまま地面に残ってしまうという。この不発弾をおもちゃと間違えて子どもが拾ったり，農作業中の住民がさわったりして爆発。手足を失ったり，亡くなったりすることが相次いだ。「第二の地雷」と呼ばれるのはこのためだ。

NGOの調査では1965年以降，世界で少なくとも約4億4千万個の子爆弾が落とされ，確認された死傷者数は1万3千人以上。死傷者は10万人以上にのぼるとの推計もある。被害者の98％が一般の市民で，その3分の1は子どもとみられている。

クラスター爆弾の使用や製造を禁止する条約づくりが始まったのは，2007年2月。中心になったのはノルウェーなど一部の国々や，NGOが集まった「クラスター兵器連合」だった。

●クラスター爆弾の仕組み

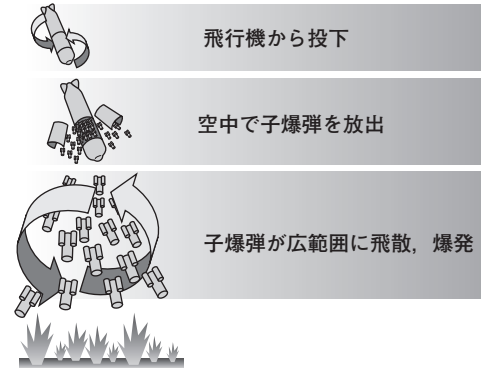

●クラスター爆弾を保有する国・地域

●クラスター爆弾の被害を受けた国・地域

アフガニスタン，アンゴラ，カンボジア，イラク，イスラエル，レバノン，スーダン，シリア，ベトナムなど約30

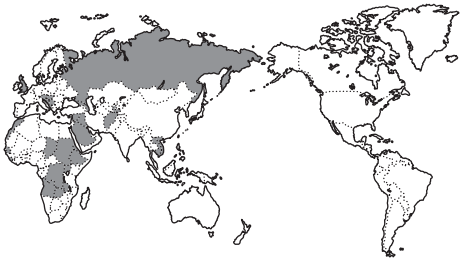

●クラスター爆弾禁止条約を認めた主な国・地域

オーストリア，ドイツ，アイルランド，日本，ラオス，メキシコ，ノルウェー，スペインなど14（条約に署名したのは98）　（7月25日現在）

クラスター爆弾をめぐっては，1980年に採択された特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の中でも議論されてきたが，全会一致方式のため，大量に保有している米国や中国，ロシアなどとの合意づくりは難しかった。そこで，一部の国やNGOはCCWとは別の条約づくりを考えた。2008年5月，約110カ国が参加して開かれたアイルランドでの会議で，不発率がとても低いとされる最新型をのぞいて全面禁止する条約案が採択された。同年12月にはノルウェーの首都オスロで条約の署名式があり，日本をふくむ94カ国が署名した。

米中ロなどは「必要な兵器だ」として条約に参加していないが，多くの国が署名したことで，米中ロなどにも参加を求める意見が強まることが期待されている。日本政府も最初は「上陸する敵を海岸線で撃退するのに有効だ」として消極的だったが，多くの国の動きに応じた福田元首相の決断で方針を変えた。国会も条約の締結を認め，今年7月に批准を終えた。自衛隊は保有する4種類のクラスター爆弾をすべて廃棄する。　（『朝日新聞』2009. 8. 8）

7 その他のおもな出来事

●障害者郵便悪用事件

郵便の福祉制度がビジネスに悪用されていたとして，大阪の広告会社・「新生企業」の社長らが逮捕された。

「心身障害者用低料第3種郵便物」という制度で，障害者や，その家族らの団体が，自分たちの活動を理解してもらう目的などで発行する刊行物（有料）を送る時に，郵便料金が格安料金になる。普通は1通120円はかかる郵便料金が8円で送ることができる。この制度を，商品を宣伝するためのダイレクトメール（DM）広告に悪用したとされる。

大阪地検特捜部の捜査では，新生企業は2008年3月までの4年間で1億通を超すDMを扱った。これだけで130億円超の料金逃(のが)れになる。

しかし，これは「氷山の一角」だ。制度の利用総数は08年3月までの4年間で約4億4千万通だが，郵便事業会社（JP日本郵便）の最近の調査では「8割が不正だった」というから，他にも悪用をした会社があるのは間違いない。

新生企業からDMの利用をもちかけられた会社の関係者は「見たこともない郵便料金の安さだった」「（悪用で）常識では考えられない利益を生んだ」と話している。このようなうまみにつられて，悪用は大企業にも及んでいたようだ。

日本郵便には，①実際に送られる郵便物を郵便局でチェックする②障害者団体の刊行物に一定数の購読者がいることを毎年確認する－などのルールがある。しかし，それらは不十分であったと言わざるを得ない。どう見ても派手なDM広告が郵便局を素通りしていたし，購読者数の確認がされない年もあったと関係者が証言している。

もともと福祉目的で，採算の取れないこの制度を支えているのは，他の郵便を使う人たち全員だ。不正を放置したのも同然の日本郵便は，責任が重い。

（『朝日新聞』2009.3.12）

●障害者団体向け低料第３種の取扱件数

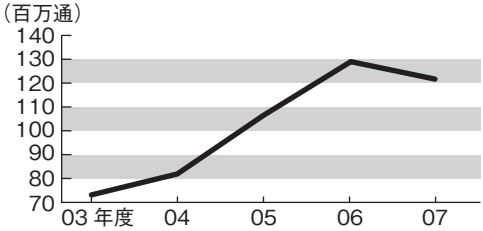

（日本郵便調べ）

●消費者庁が発足（9月1日）

消費者庁の仕事は，他の役所と共同で所管するものを含めて29の法律が主となる。

悪質訪問販売，通信販売などを取り締まる特定商取引法，不当表示や過大な景品類を規制する景品表示法，食品の表示に関するJAS法や食品衛生法などだ。これらの法律に基づいて違反した業者に行政指導や行政処分をする権限がある。

また，消費者庁を創設するにあたって政府は，消費者の相談をたらい回ししないことを目標にした。相談から解決まできちんと世話をする「ワンストップ窓口」だ。まず，相談・苦情を受け付ける「24時間360日」対応の電話開設の計画が注目に値する。同じ電話番号で，全国どこからでも，相談できる。電話すれば，近くの消費生活センターにつながって，解決に至るまで責任を持って面倒をみてくれることになりそうだ。さらに，消防，警察，保健所などの機関と連携して，消費者保護や事故の情報は消費者庁に一本化して集められることになっている。これがうまく機能すれば，事故を素早く公表して対策がとりやすくなり，次の被害が防げるはずだ。

（『朝日新聞』2009.4.21）

●消費者行政の新たな流れ

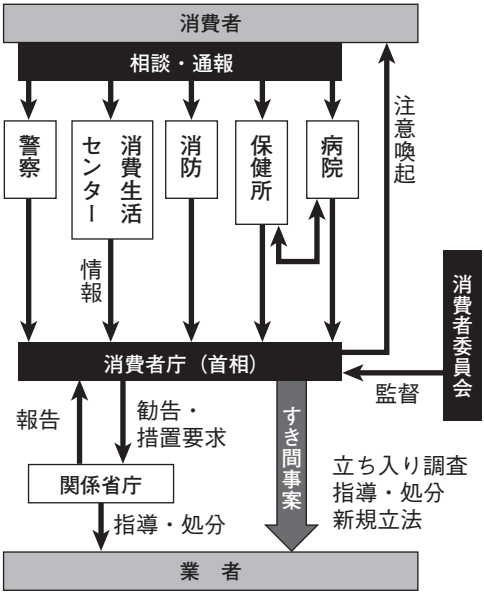

●訂正のお知らせ

・p.229　サブタイトル
憲法第6条と第7条　⇒　憲章第6章と第7章